

## 加古川市章及び加古川市旗の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市章（昭和25年9月18日告示第26号）に定める加古川市章（以下「市章」という。）及び加古川市旗（昭和45年5月17日告示第15号）に定める加古川市旗（以下「市旗」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「使用」とは、自己の事業または活動にかかる物件に市章及び市旗の意匠を付することをいう。

(申請)

第3条 市章及び市旗を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市章・市旗使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、加古川市の機関がその事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、使用形態及び形状を記載した書類を添付するものとする。

(使用許可の基準)

第4条 市長は、申請の内容が次の各号のすべてに該当する場合に、市章及び市旗の使用を許可するものとする。

- (1) 加古川市を表象する必要があること。
- (2) 加古川市の事務又は加古川市が推進する事業に密接に関連する事業等において使用すること。
- (3) 加古川市の品位を損なう目的に使用するものでないこと。
- (4) 個人又は団体の標示と混同されるおそれがないこと。
- (5) 営利、政治又は宗教を主たる目的とした活動に使用するものでないこと。

(使用決定通知)

第5条 市長は、第3条に規定する申請を受理したときは、速やかにその可否を決定し、市章・市旗使用決定通知（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 市章及び市旗の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた形式等を正しく使用すること。

(2) 許可を受けた用途のみに使用すること。

(許可の取消し)

第7条 市長は、市章及び市旗の使用者が第4条又は第6条の規定に違反していると認めるとき又は偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

(事務処理)

第8条 この要綱に基づく市章及び市旗の取扱事務は、当該市章及び市旗の使用に係る事務を所掌している課等又は当該市章及び市旗の使用に関連のある課等が行うものとする。この場合において、各所属長は、市章及び市旗の使用の可否の決定について、総務課長へ合議を行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。